

窃盗犯罪捜査要綱の改正について

令和3年2月10日
大通達甲（捜一）第2号
刑事部長から刑事部捜査第
一課長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、窃盗犯の捜査について、適正かつ効率的な運営を図るため必要な事項を定めたものである。